

## 取り組みの背景

本市の都心部は、戦災復興土地区画整理事業による都市基盤の整備を経て、高度な商業・業務などの都市機能が集積する東北の中枢として市街地を形成してきました。しかしながら、基盤整備から一定の年数が経過した現在、昭和56年の建築基準法改正以前の旧耐震基準で建築された老朽建築物の割合の高まりや、駅前的大型施設の閉店など、様々な課題を抱えている状況にあります。

今後、本市が、都心の活力を向上し、東北を牽引する都市としてさらに成長するため、賑わいや交流といったまちの核となる機能を誘導しながら、土地の高度利用と市街地の環境改善を進め、都市機能の更新をしていくことが必要不可欠です。

そのため、商業・業務・ホテルなどの機能の集積と合わせた市街地の更新に向けて、有効な手段の一つである市街地再開発事業の事業化を強く後押しし、都心の機能強化に繋げていきます。

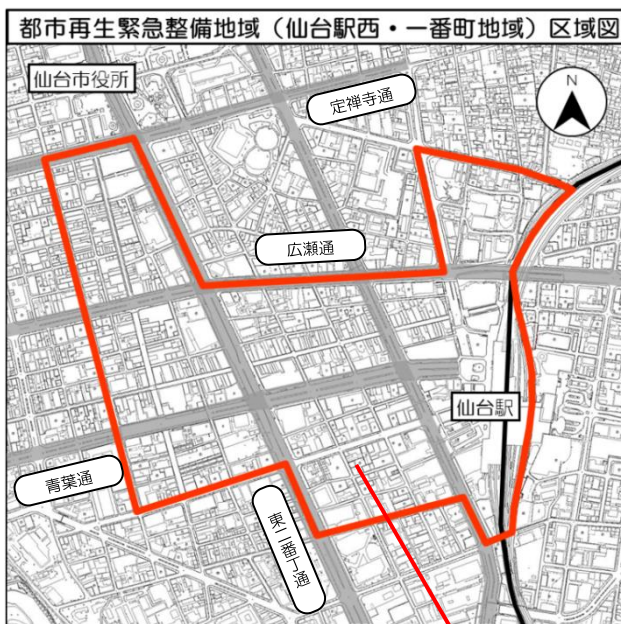
## 方針

・市街地環境の改善と合わせ、都心の魅力向上や賑わいを創出する拠点の形成を強く推進するため、都市再生特別地区の都市計画決定を受けて行う市街地再開発事業を対象として、補助の支援拡充を行います。

## 実施期間

令和元年10月1日から

## 対象区域

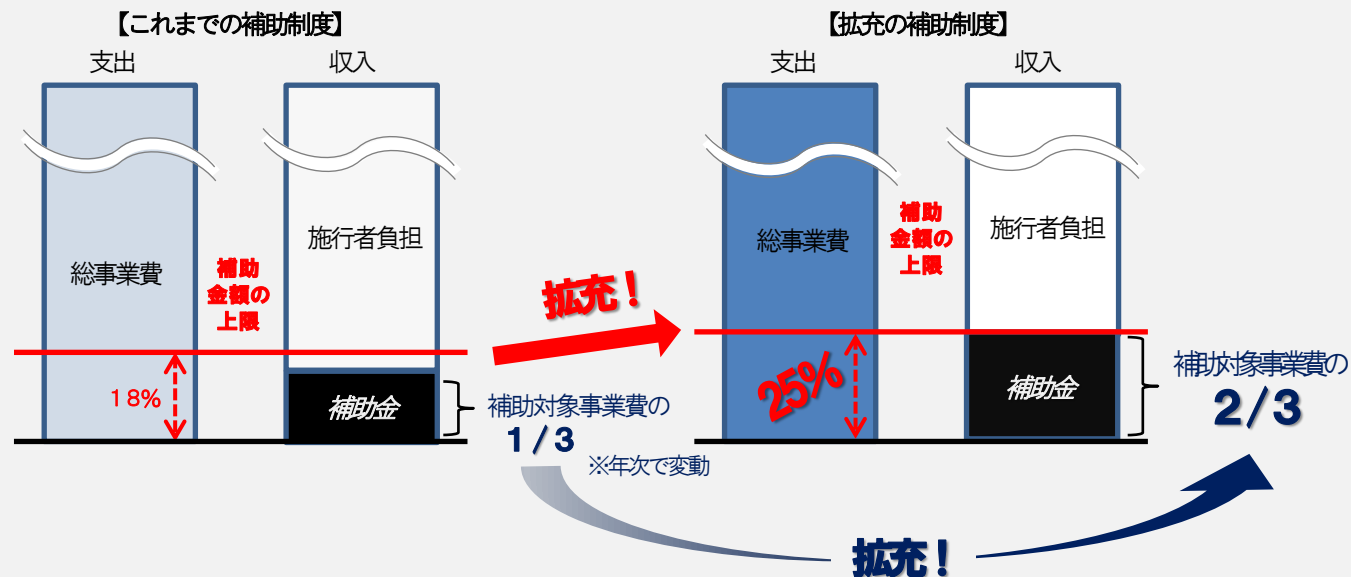


【対象区域】  
都市再生緊急整備地域

## ●補助金額上限の拡充 及び 補助率の見直し

### 【要件】

○都市再生特別地区の都市計画決定を受けて行う市街地再開発事業（住宅施設を含む事業は除く）



### 【内容】

仙台市市街地再開発事業補助金交付要綱において、補助金額について、総事業費の『18%』としていた上限を『25%』に拡充するとともに、補助率を補助対象事業費の『2/3』に改めることで、充実した補助金支援とし、資金計画を安定化させ、事業を強く後押ししていきます。